

六ヶ所再処理工場が急には動かぬ事情

文責 三沢市 山田清彦

着工から20年を経て、まだ再処理工場が動きそうもないのだが、日本原燃が再処理工場を動かすためにしている修正項目がある。これは、新規基準に基づく審査で指摘されたものを、以前は対決姿勢であったのに、今は「協調型」に変わったからだとして、10月12日のデーリー東北が一面で紹介していた。

その例示の大きな変化を書き写すと、次のようになります。

- ・ 臨界事故・・・想定対象を3設備から23設備へ大幅に拡大。
- ・ 使用済み核燃料の貯蔵期間・・・最短4年から12年後に再処理に延長。
- ・ 沖合で発生するプレート間地震の規模・・・M8.3からM9へ引き上げ。

どれ一つ取っても、日本原燃には厳しい要求であるが、その要求を拒んでいるうちは操業できそうにないので、求めに応じることにしたということらしい。

臨界事故対策装置を、23設備に拡大するのはマニュアル変更だけでは済まないで、大掛かりな安全対策が必要とされるだろう。

貯蔵期間の延長は、再処理事業の将来的不安要素となるだろう。もっとも既に原発各地に保管されている使用済み核燃料の多くは2011年よりも前から貯蔵されていたのだから、それを先に再処理すればいいだけであるはずだ。でも、再稼働後の使用済み核燃料が出てきても、年数を経るまで待たされる状況が出てくると厄介である。

M8.3からM9へも引き上げは、耐震設計を根本から変えることであり、これをするためには工場本体の下部を補強する必要がある。既にアクティブ試験で、配管の中に放射性物質が入っている状況なので、地下の耐震補強ができないとされてきたので、どのように行うのか、注目されるだろう。

以上の三つをクリアーするとなると、相当規模の費用の投入が必要となるが、これは実現可能なのだろうか？

なお、原子力規制委員会が手がけたがらない項目として、再処理工場での事故時の原子力防災範囲の拡大が残っている。現状で、半径5kmとしているが、これをどこまで拡大するのかは、国の判断待ちである。

ちなみに、半径30kmとなると、私の住む三沢市まで範囲に入るし、我が家はその境界ギリギリ。再処理工場で大事故が起きれば、住んではいけない所になるか、不動産価格の暴落に泣くしかないかもしれません。 以上